

議案第 1 2 号

安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

安中市職員の退職手当に関する条例を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

安中市職員の退職手当に関する条例（平成18年安中市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の3」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。